【補助金交付申請書提出時チェックリスト】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 確認欄 | チェック内容 |
| 申請者  要件 | □ | 工事請負契約前または売買契約前（一時居住を伴う場合には一時居住の転入日前）に本市の移住相談窓口で事前相談を実施している。 |
| □ | 一時居住を伴う場合、一時居住の期間が１年以内である。 |
| □ | 補助対象住宅の所有者である。 |
| □ | 申請者かつ配偶者が45歳以下である。 |
| □ | 愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町を除く市外から転入した世帯で、過去1年以内に４町および彦根市に居住および住民登録をしていない。（一時居住の場合には一時居住前過去１年以内） |
| □ | 誓約書(様式3号)および同意書(様式4号)の内容を理解し、誓約、同意している。 |
| □ | 多子世帯または三世代同居をしている。  ※①多子世帯は、高校3年生以下の子どもが世帯に2名以上いる世帯  ※②三世代同居世帯は、子世帯及び親世帯が、同一の住宅または隣接する住宅に居住している世帯。 |
| 世帯  要件 | □ | 子世帯および親世帯が彦根市に住民登録をしている。 |
| □ | 補助対象住宅に4年を超えて、多子世帯または三世代同居の世帯で居住する意思がある。 |
| 物件  要件 | □ | 住宅が請負契約の場合は検査済証の発行年月日から1年以内、売買契約の場合は契約日から1年以内の物件である。 |
| □ | 自らが居住するための住居である。 |
| □ | 既存住宅の増築または改修工事ではない。 |
| 申請時期  要件 | □ | 住宅取得後、1年を経過していない。 |
| 補助金の  返還 | □ | 補助金の交付を受けた日から4年を経過する前に、次のアからウまでのいずれかの事由に該当したときには、補助金を返還する必要があることを理解している  ア　補助金の交付を受けた補助対象住宅を売却し、または貸し付けたとき。  イ　補助金の交付を受けた補助対象住宅から転居し、または市外に転出したとき。  ウ　正当な理由なく多子世帯または三世代同居の世帯でなくなったとき。 |